2024年10月31日時点で回答済みの主要質問一覧

（重複/類似質問のまとめ、質問者が特定される情報の削除等をしています）

No.	質問事項	回答
1	【売り上げがない場合の利用料について】 一般業務の中で、自主提案として干渉SAR解析を実施し、その成果を発注者に提供することがあります。この場合、売り上げがありません。このような場合は、利用料は0円（実費のみ）と理解してよいでしょうか。	左記の事例はサンプルデータに該当すると考えられます。この場合、契約締結前の1ユーザに対して年間で10シーンのサンプルデータまでは実費及び利用料の対象外とすることが可能です。ただし、事業計画との整合（事業計画の一環として、サンプルデータを提供すること）を明確にしてください。
2	【一般ユーザがデータにアクセスできる仕組みについて】 上記の仕組みは、最低限、満たすべき条件はあるでしょうか。 例えば、JAXAシステムから提供を受けたデータをHDDに格納し一般ユーザへ提供する、といった単純な仕組みでも良いのでしょうか。 あるいは「衛星データ利用促進プラットフォーム」のような専用サイト等を準備する必要があるでしょうか。	一般ユーザがデータにアクセスできる仕組み（JAXAから提供しただいち4号データ配布や、クラウドシステム上でのだいち4号データ提供等）も事業の一環になります。満たすべき具体的条件の規定はありませんが、事業としての成立性を事業計画書で示していただく必要があります。
3	【事業者が利用する場合の利用料について】 地すべり災害や豪雨災害など、無償公開の対象にならないローカルな災害発生時、自主的に解析を行う場合があります。この場合、売り上げがありません。このような場合は、利用料は0円（実費のみ）と理解してよいでしょうか。	左記の事例はサンプルデータに該当すると考えられます。この場合、契約締結前の1ユーザに対して年間で10シーンのサンプルデータまでは実費及び利用料の対象外とすることが可能です。ただし、事業計画との整合（事業計画の一環として、サンプルデータを提供すること）を明確にしてください。
4	提案要請書　P.3　3.3(3) 「①実費：　だいち4号観測データ1シーンあたり16,000円　×　JAXAから提供したデータのシーン数」の記載に関して、 “だいち4号観測データ1シーン“の定義は”※シーン定義“記載の観測幅/観測長に則った単位での金額と理解して良いでしょうか。	左記のご理解の通りです。
5	提案要請書　P.3　3.3	左記のご理解の通りです。

	「1 ユーザに対して 10 シーンまではサンプルデータとして配布可」との事ですが、これに掛かる JAXA 殿への実費支払いは不要という理解でよろしいでしょうか。	なお、提案要請書に「サンプルデータの提供はユーザとの契約締結まで」との記載が漏れていましたので、追記させていただきます（提案要請書は A 改訂済みです）。
6	提案要請書　P.3　3.3　※対象データ 広域観測モードのデータは ALOS-2 では無償で提供されていますが、ALOS-4 の場合は本スキーム（データ・サービス事業）にて有償提供されるという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
7	モード種類毎のデータ容量（処理レベル毎、シーン単位）も教えてください。	シーン単位のデータ容量については、プロダクト定義書を参照してください。 プロダクト定義書は以下の web サイトで公開中です。 https://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/jp/alos-4/a4_data_j.htm
8	提案要請書　P.2　3.2　図 1 図中に記載の JAXA システムの技術的なインターフェース情報の提供を希望します。	該当するシステム（先進レーダ衛星　利用・情報システムの一部である AUIG4）の取扱説明書（FTR-240021 先進レーダ衛星 利用・情報システム 取扱説明書）が提示可能ですので、提案要請書 5 項の資料開示手続きをお願いします。
9	EORC の web サイトに公開されている、ALOS-4 の基本観測シナリオ内に下記のイメージ図 3-2 がございます。 こちらのイメージ図のように観測予定域をシーンごとに示したフットプリントを KML/KMZ または SHP ファイルの形式にて 日本域は時系列観測（3m）、世界域は全球ベースマップ（6m/10m）のデータを頂けますと幸いです。 また、ALOS-4 の観測シーンサイズの他に、配布される際のシーンサイズに則ったフットプリントもいただけますと幸いです。 https://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/jp/alos-4/a4_observation_j.htm	ALOS-2 が以下のページで公開している、基本観測シナリオマップの KML ファイル（plan 部分）に該当する情報と理解しました。 https://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/jp/alos-2/obs/pal2_obs_guide_j.htm ALOS-4 の該当情報は現在準備中のため、準備ができ次第 ALOS-4 の基本観測ページにて公開予定です。 配布するシーンサイズに則ったフットプリントの準備予定はありません。

	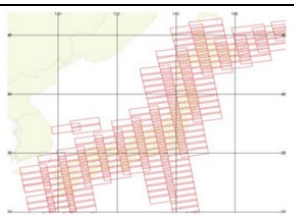 図 3-2 高分解能 3m モード（200km 幅） 入射角 30-44 度のときの観測範囲イメージ図 図 3-3 1 パスの観測範囲例 （赤線：ALOS-4，青線：ALOS-2）	
10	提案要請書「3.1 概要」 「新規に複数の事業者を選定する」とあるが、何社まで選定することを想定しているのかご教示いただきたい。また、想定されている場合は、7.提案書等の提出期限等に、「提出期限は設定しない」とあるが、最後の事業者が選定された段階で、本公募は終了と理解するがその理解でよいか。	選定数の上限は設定しておりません。
11	提案要請書「3.3 提案書作成における前提」 「実費： だいち 4 号観測データ 1 シーンあたり 16,000 円」とあるが、すべての観測モードや ALOS-2 で行っているシーンシフトの有無等にかかわらず同一価格なのかご教示いただきたい。	観測モードやシーンシフト有無にかかわらず、同一価格となります。
12	提案要請書「3.3 提案書作成における前提」 「利用料」で「だいち 4 号以外のデータも含めた事業の場合、だいち 4 号データの按分を考慮した利用料とする。」とあるが、利用料は「だいち 4 号データ・サービス事業の売上×10%」とあり、どのようなことを想定して本内容が記載されているのかご教示いただきたい。	だいち 4 号のデータと他のデータを複合的に利用して実施するサービスを想定しています。 例えばシーン数で按分することを前提とした場合、 -だいち 4 号のデータ：20 シーン -衛星 A のデータ：10 シーン -衛星 B のデータ：10 シーン を利用したサービスを提供して売上が¥100,000である場合、JAXA に納付いただく利用料は ¥100,000×10%×(だいち 4 号データ 20 シーン/利用した全データ 40 シーン)=¥5,000 となります。
13	事業契約書「第 1 章総則　第 10 条」 既に配布制限を想定している地域があればご教示いただきたい。	提案要請書(A 改訂版)の適用文書(4)の II 項に記載のある配布管理措置を参照ください。
14	ISMS の取得について 提案要請書に、 >9.(2)③ISMS 認証を取得していること（複数企業で共同提案する場合は、企業全てが当該認証を取得していること）。 という記載がございますが、例えば、	提案書を複数企業名として提出する場合（共同企業体として提案する場合）には、企業全てが ISMS 認証が必須です。 ただし、本公募で選定された事業者の代理店になる場合は、JAXA からの要求事項（ISMS 認証取得等）はありません。

	ISMS 認証を保有している企業の二次代理店に入る場合でも、弊社の ISMS 認証は必須となりますでしょうか。 ご確認いただけると幸いです。	
15	データ取得のための API について JAXA 殿のデータ配布システムから事業者が PALSAR-3 データを取得するための I/F についてはどのようなものが用意されているでしょうか。(あるいは、整備する計画でしょうか？) 事業者としては自動で注文・データ取得が可能な API が公開されることを希望します。	現時点では、データ注文及びデータ取得に関する API は準備しておらず、公開予定はありません。 CSW(Catalogue Service for the Web)を用いて観測済みデータ及び翌週観測予定のデータの検索を行っていただくことは可能です。 CSW を用いた検索方法の詳細については、以下の資料に記載がありますので、ご覧になりたい場合には提案要請書 5 項に記載のある資料開示請求をお願いします。 FTR-240021　先進レーダ衛星 利用・情報システム 取扱説明書
16	価格設定について、事業者が提供する場合の価格設定は 1 シーンあたりの価格設定のみ設定可能でしょうか。それとも面積単位 (/km^2)、地域単位、あるいはサブスク等の設定は可能でしょうか。	どのような単位で設定するかは JAXA からの指定はありません。 事業提案書の中で提案をお願いします。
17	シーン定義において，シーン幅は高分解能 3m，6m では 55km，高分解能 10m では 70km ということですが，実際の観測幅 200km のうちから任意の場所を指定して切り出したデータを取得できるということでしょうか。これはすべてのプロダクトレベル（1.1/1.2/1.5/2.1）に当てはまるでしょうか。	シーン定義の詳細は、以下の URL にて公開中の「FTR-240030 先進レーダ衛星 PALSAR-3 標準プロダクト定義書」を参照してください。 https://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/jp/alos-4/a4_data_j.htm データは、上記定義書 4.3.3 項の「ユーザ定義のシーン」で取得していただくことが可能です。 切り出しに関する詳細は、AUIG4 取扱説明書（FTR-240021 先進レーダ衛星 利用・情報システム 取扱説明書）に記載がありますので、ご覧になりたい場合には提案要請書 5 項に記載のある資料開示請求をお願いします。
18	PALSAR-3 データのプロダクトレベルについて，1.1/1.2/1.5/2.1 とあるが，それぞれ ALOS-2 と同等の意味であっているでしょうか。L1.2 とはどういうデータであるか？また L2.2 の提供予定はあるでしょうか。	ALOS-2 と同等の意味となりますが、詳細は以下の URL にて公開中の「FTR-240030 先進レーダ衛星 PALSAR-3 標準プロダクト定義書」を参照してください。 https://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/jp/alos-4/a4_data_j.htm L2.2 は、現時点では提供の予定はありません。

19	「1 ユーザに対して年間で 10 シーンまではサンプルデータとして配布」とあるが，これはサービスを提供するユーザごと 10 シーンずつという解釈（サービスを提供する事業者ごとではない）であっているでしょうか。 また年間とは，たとえば年度末の 3 月にリセットになるというような解釈になるでしょうか。	「サービスを提供するユーザ毎に、1 年間に 10 シーンまで」を想定しています。 「年間」の解釈は、左記のとおりです。 なお、提案要請書に「サンプルデータの提供はユーザとの契約締結まで」との記載が漏れていましたので、追記させていただきます（提案要請書は A 改訂済みです）。
20	「一般ユーザ」として定義される最低限の要件があれば、教えてください。（「一般」や「不特定多数」といった表現／解釈のあいまいさを回避するための質問になります） 例として： ・一般とみなすための最低限のマーケット規模の基準があるか ・一般とみなすための業種カテゴリー数があるか（例えば２件だとすると、農業＋漁業、都市計画＋エネルギー等） ・最低限の言語対応すべきものがあるか（日本語、英語対応必須など） ・最低限満たすべきユーザー種別数があるか（例えば２種だとすると、民間＋官公庁、民間＋個人、大学＋官公庁等）	今回の公募においては「不特定多数の一般ユーザ」がそれぞれの希望に応じてだいち 4 号データにアクセスできる仕組みの構築を含めています。 「FTR-23001ALOS-4 データ配布方針」にユーザ区分を示しており、一般ユーザは「『ミッションパートナー、政府機関及び協定ユーザ、研究ユーザ』以外の全ユーザ」と定義しています。 「不特定多数の一般ユーザ」は、「だいち 4 号データを入手したい全ての一般ユーザ」を意図しているため、日本語以外の対応（最低限として英語対応は必須）、日本の関連法令及びユーザが外国である場合には相手国の関連法令（個人情報保護等）への対応も必要となります。提案要請書改訂版で追加した適用文書「地球観測衛星データの配布の考え方（FTA-170034）」及び「高分解能観測データ等にかかる配布管理措置（FTA-170035）」も参照ください。
21	複数の配布事業者により、異なるデータ単価でデータが販売されることが想像されますが、JAXA が了承する価格（ALOS-4 データ配布方針 6.4(2)a）において統一されるのでしょうか。	統一することはありません。
22	あるユーザからの注文に基づいて JAXA から提供された ALOS-4 データを、事業者側で保持しておき、別のユーザへのサービスやデータ配布、社内での利用に用いることは可能でしょうか。もしくは、契約ごとにデータは消去し、過去に取得済みのデータであっても再度 JAXA から提供していただく必要があるのでしょうか。	あるユーザからの注文に基づいて JAXA から提供した ALOS-4 データを、事業者殿側で保持しておき、別のユーザへのサービスやデータ配布及び事業者殿内での利用に用いることは可能です。この場合には実費は最初の 1 回のみ、利用料は売上実績に応じて支払っていただくこととなります。
23	データ販売のみでも売上に応じた利用料が発生するという理解で正しいでしょうか。	左記ご理解のとおりです。
24	上記データの保持が可能で、かつデータ販売に利用料が発生する場合、1 シーンを複数のユーザに販売した場合、①実費 1 回分＋②複数ユーザからの売上合計×	左記ご理解のとおりです。

	10%という計算になるという理解で正しいでしょうか。	
25	QA No.3【事業者が利用する場合の利用料について】において、「サンプルデータに該当する」と回答されていますが、事業者内での利用の場合、相手方となる「契約締結前のユーザ」は存在しません。これは、事業者自身を「契約締結前のユーザ」とみなして 10 シーンまで無償利用可能ということでしょうか。また、10 シーンを超える場合は実費のみという理解で正しいでしょうか。	QA No.3 は事業者殿が自主的に解析を行い、その結果をユーザと共有する場合を想定しています。 今回の事業者公募は広く一般ユーザ向けに事業を行って頂くことを意図しているため、事業者殿が内部のみで利用することは想定していません。 そのため、事業者殿内で利用する場合（ユーザへ提供するサービス等の開発のための利用等）はサンプルデータには該当しませんので、実費の支払いが必要です。 なお、売上が発生するまでは、実費のみの支払いで問題ありません。
26	事業者自身が購入し、保持しているデータを利用して、複数ユーザへサービスを提供する場合、すでに実費は支払い済みなので、利用料のみの支払いとなる理解で正しいでしょうか。もしくは、そのサービスに使用するデータは改めて購入する必要があるのでしょうか。	事業者殿自身が本事業のために JAXA から購入して保持しているデータを利用して（JAXA に実費を支払い済みのデータを利用して）、複数ユーザへデータもしくはサービスを提供する場合には、該当するデータ及びサービスの売上実績に基づく利用料のみの支払いとなります。
27	事業者がデータを実費で購入し、汎用的な高次付加価値製品（例えば土地被覆マップ）を作成し、その一部をサービスで利用した場合、按分に基づく利用料を支払う必要があるのでしょうか。	各製品においてまずは按分を明確にしていただいたうえで、その按分に基づく利用料を支払っていただく必要があります。
28	提案要請書 3.3(3)に「初回契約締結前の 1 ユーザに対して年間で 10 シーンまではサンプルデータとして配布することを可能」とありますが、初回契約とは当該事業者から ALOS-4 データ・サービスの最初の契約という理解で正しいでしょうか。例えば、当該事業者と ALOS-2 データ・サービス利用実績があるユーザであってもサンプルデータは提供可能という理解です。	左記のご理解の通りです。
29	事業者が複数の ALOS-4 サービスを有している場合、特定のユーザに対してサービス A の契約実績はあるがサービス B の実績はない場合、サービス B の為のサンプルデータ提供は許容されるという理解で正しいでしょうか。	提案要請書 3.3(3)の「初回の契約締結後は、同一ユーザとの変更契約またはその他の契約の締結にかかわらず、当該ユーザに対してサンプルデータを提供する場合は、提供実績及び事業実績の対象とする。」に基づき、サービス A の契約実績がある時点で「初回の契約締結後」とみなし、サービス B のためのサンプルデータ提供は、サンプルデータ提供ではなく、提供実績及び事業実績の対象となります。
30	「ALOS-4 データ配布方針」（FTR-230017-0A）では「一般ユーザからの個別観測要求は受け付けない」とさ	ALOS-4 は無線局免許として実験局免許を利用するため、一般ユーザ(特に観測データを用いて事業を行う事業者殿)からの観測要求を受け付けることはできませ

	れています。日本域は基本観測シナリオでほぼ埋まっており、他の優先ユーザも多いと思うので要求を受けられる余地はほぼないと思われます。しかし、世界域については、テーマごとの要求によるテーマ別観測が多くを占めており、日本域のような網羅的な繰り返し観測は計画されておらず、観測要求なしではユーザの対象領域においてサービスに必要なデータが十分に存在しない可能性が高いと思われます。特に地盤変動監視のような、定期的な観測データが必要な継続的サービスの場合、観測要求が全くできないと ALOS-4 を利用したサービスの契約・提供が困難になります。研究ユーザと同様に「各ユーザ個別の要求としては受け付けず、複数ユーザ共通の要求として JAXA がとりまとめる。」としていただく余地はないのでしょうか。	ん（事業者殿の観測要求に基づく運用を行うためには実用局免許が必要となります）。 観測に関する要望は、提案要請書 3.3 項(2)にある「だいち 4 号データの利用動向報告」の中で報告をお願いします。
31	もし観測要求が可能な場合、実費、利用料以外の費用はかかりますでしょうか。	No.10 の回答のとおり、個別観測要求は受け付けません。
32	「先進レーダ衛星 利用・情報システム取扱説明書」（FTR-240021）によると、AUIG4 では FTP-put/get によるプロダクト取得が可能とされています。AIUG2 でも同機能は具備されていましたが、限定ユーザのみが利用可能だったと記憶しています。AUIG4 では全登録ユーザが利用可能なのでしょうか。少なくとも事業者ユーザは利用可能という理解で正しいでしょうか。	AUIG4 では、事業者殿が SFTP-put/get でのプロダクトを取得していただくことが可能となります。
33	AUIG4 は、不特定多数の一般ユーザが(ゲストユーザとして)ALOS-4 データ検索をするのに利用可能になるという理解で正しいでしょうか。AUIG4 以外に不特定多数の一般ユーザが ALOS-4 データ検索をすることができるサービスは何か予定されていますでしょうか（G-Portal、Tellus、衛星データ利用促進プラットフォーム等）。	AUIG4 は、不特定多数の一般ユーザが、ゲストユーザとして ALOS-4 データを検索することが可能となります。 JAXA が AUIG4 以外に不特定多数の一般ユーザが ALOS-4 データ検索をすることができるサービスを提供する予定はありませんが、他事業者殿による提供有無は現時点では不明です。
34	「地球観測衛星データの配布の考え方」（FTA-170034）によると、「2017 年 8 月時点では空間分解能 5m 以上を中・低分解能観測データとする」、高分解能観測データは「原則、民間事業者から配布する」「原則、利用料を徴収する」、中・低	ALOS-4 の空間分解能 5m 以上のデータは、「地球観測衛星データの配布の考え方」（FTA-170034）の 2 項(10)「社会情勢、共同実施機関との関係その他特別な配慮※3 等が必要な中・低分解能観測データについては、別途その取扱いを定める。 ※3 特別な配所の具体例：分解能に関わらず市場が形成されるまたは形成されること

	分解能観測データは「誰もが自由にデータにアクセスできることを原則とする」「オンラインでの提供の場合は無償とする」「利用料を徴収しない」とあります。一方、「ALOS-4 データ配布方針」（FTR-230017-0A）では「本資料における「高分解能データ」とは分解能 1m, 3m, 6m 及び 10m のデータのことをいう」とあり、前文書とは、6m 及び 10m データの分類に矛盾があります。6m 及び 10m データが高分解能データに分類されるのはなぜなのでしょうか。2017 年 8 月以降に考え方が更新されたのでしょうか。	が予想される場合」に該当すると考え、その取扱いを「ALOS-4 データ配布方針」（FTR-230017-0A）に定めています。
35	「ALOS-4 データ配布方針」（FTR-230017-0A）では「本資料における「高分解能データ」とは分解能 1m, 3m, 6m 及び 10m のデータのことをいう」とあり、広域観測モードは該当しないように読めます。10 章の「「FTA-170034 地球観測衛星データに関する配布の考え方」の 2 項に従うものとする。」に従うと、「誰もが自由にデータにアクセスできることを原則とする」「オンラインでの提供の場合は無償とする」「利用料を徴収しない」になると思うのですが、今回は有償となっており、矛盾があります。広域観測モードが有償なのはなぜなのでしょうか。今後、無償に変更される可能性はあるのでしょうか。	左記の点、ALOS-4 データ配布方針に矛盾した記載が残ったままとなっておりました。 ALOS-4 データ配布方針を以下の通り修正します。 ---------- 3 項 「なお、本資料における「高分解能データ」とは分解能 1m, 3m, 6m 及び 10m のデータのことを いう。」を削除。 10 項 「ALOS-4 高分解能データの利用」を「ALOS-4 データの利用」に修正 ---------- 広域観測モードを無償化する計画は、現時点はありません。